

I 現任教育の必要性

1 山口県行政栄養士の現状

山口県行政栄養士は、平成 31 年 4 月 1 日現在 15 人で、年齢構成は、40 代が最も多い。平成 17 年度以降新規採用はなく、20 代は 0 人となっている。

また、病院・学校等への異動があるため、入庁からの年数と地域保健従事年数（健康福祉センター等への勤務年数を指す）の分布状況に差があり、目安とする地域保健従事年数で、管理期に該当する者が少ない状況となっている。

図 1 山口県行政栄養士
年齢構成

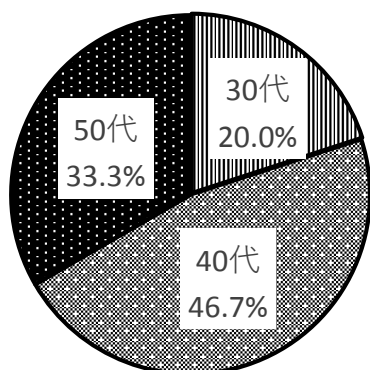
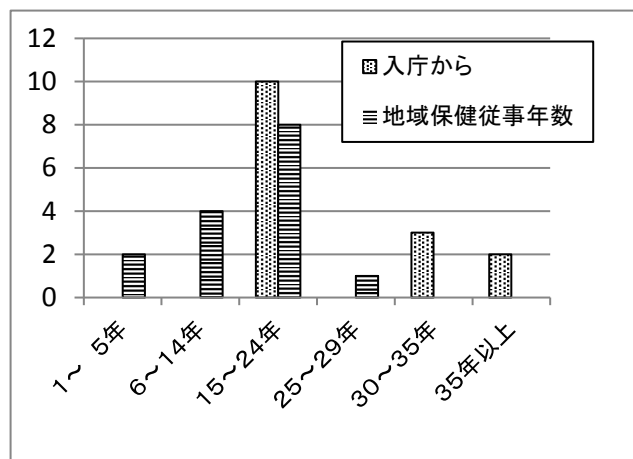


表 1 山口県行政栄養士年齢構成 (H31.4.1 現在)

年 代	人数 (人)	割合 (%)
20 代	0	0.0
30 代	3	20.0
40 代	7	46.7
50 代	5	33.3
計	15	100.0

図 2 入庁からの年数及び地域保健従事年数分布



年 数	入庁からの年数 (人)	地域保健従事年数 (人)
新任期 1～5年	0	2
中堅期（前期） 6～14年	0	4
中堅期（後期） 15～24年	10	8
管理期（前期） 25～29年	0	1
管理期（後期）	30～35年	3
	35年以上	2
計	15	15

2 山口県地域保健関係職員現任教育ガイドライン【栄養士版】 作成の背景と位置づけ

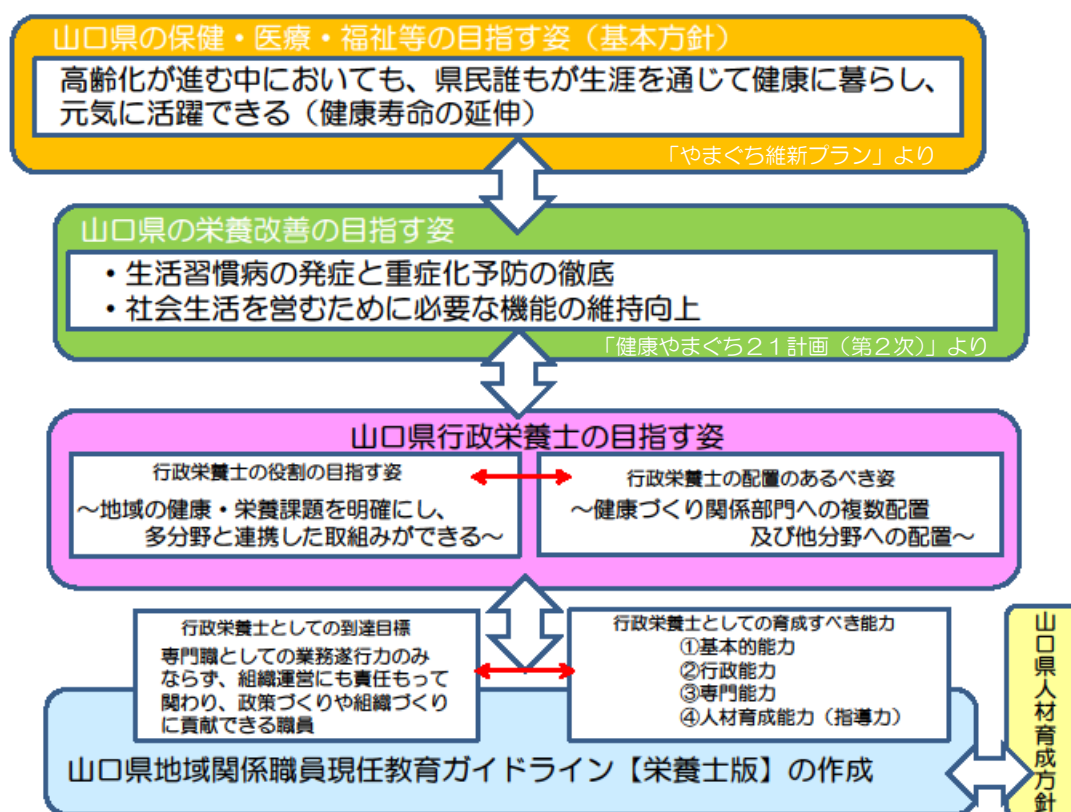
少子高齢化の更なる進展、共働き世帯や単独世帯の増加など、住民の生活スタイルも大きく変化し、保健・医療・福祉に対するニーズは増大している。

このような中、県民誰もが生涯を通じて健康に暮らし、元気で活躍する社会を実現するためには、生活習慣病やその重症化の予防、身体機能の維持・向上を図り、健康寿命を一層伸ばしていくことが重要である。

そのため、地域保健業務に従事している行政栄養士は、地域保健関係職員の一員として、高度な専門性・地域診断能力・企画立案能力をあわせもつ即戦力としての能力が求められており、必要な能力を段階的に習得するための体制づくりが必須である。

そこで、【地域の健康・栄養課題を明確にし、多分野と連携した取組みができる行政栄養士】という目指す姿、【専門職としての業務遂行力のみならず、組織運営にも責任をもって関わり、政策づくりや組織づくりに貢献できる職員】という到達目標に向かって、行政栄養士として求められる能力を習得する体制を整えるため、「山口県地域保健関係職員現任教育ガイドライン【栄養士版】」（以下ガイドライン）を作成した。本ガイドラインの位置づけイメージは、「3 ガイドラインの位置づけと山口県行政栄養士の目指す姿」に示すとおりである。

3 ガイドラインの位置づけと山口県行政栄養士の目指す姿



参考：平成28年度都道府県等栄養施策担当者会議資料より「人材育成ビジョンを考えるための枠組み」

4 ガイドラインのねらいと活用

（1）ガイドラインのねらい

栄養士が専門性を活かした地域保健活動を展開するためには、「地域保健従事者の資質向上に関する報告書（平成15年3月）」、「新任期の人材育成プログラム評価検討会報告書（平成18年3月）」に示される「基本的能力」、「行政的能力」、「専門的能力」の3つを統合した能力が求められる。

「行政的能力（人材育成能力を除く）」については、県の人材育成基本指針を基に進められており、能力評価も行われていることから、このガイドラインでは明記していない。

行政栄養士として習得したい「基本的能力」「専門的能力」及び「人材育成能力」について、報告書を参考に、新任期、中堅期、管理期の各ステージに求められる具体的な能力をガイドライン評価表の各到達目標に明記した。

このガイドラインにより、職場内外で段階的、効果的な人材育成体制が構築され、現任教育がさらに充実していくことが期待できる。

○地域保健従事者に求められる「基本的能力」

能 力	行 動
1) 責任感	自己の職務に責任を持ち、誠意を持って対応できる
2) 協調性	組織の一員としての自覚を持ち、チームワークを保ちながら業務ができる 生活者の視点から考え、地域住民と対等な共同関係を築くことができる
3) 積極性	問題意識を持って積極的に業務に取り組むことができる 自己啓発意欲を持ち、専門性を向上させることができる
4) 効率性	コスト意識を持ち、納税者の視点に立つことができる 業務の内容に応じて、手法を工夫することができる 柔軟な姿勢で、機敏な対応ができる
5) 理解力	業務目的に応じて、事実を把握し適切な情報収集と問題の分析ができる 広い視点を持ち、予測される課題と解決の方向性を理解することができる
6) 判断力	広い視野、バランス感覚、時代感覚を備え、将来を見通すことができる 業務の重要性・方向性を判断できる
7) 倫理感 ^{*1}	職務に対する使命感を持ち、地域住民の信頼に応えることができる

「地域保健従事者の資質向上に関する報告書（平成 15 年 3 月）」より

^{*1}「新任期における地域保健従事者現任教育に関する検討会」（平成 16 年 3 月）より

○地域保健従事者に求められる「専門能力」

能 力	行 動
1) 企画・立案能力	保健活動の理念や目標を明確化する能力
	地域の健康課題をアセスメントする能力
	保健事業計画を立案する能力
	地域保健福祉計画等の立案に参画する能力

2) 情報収集・ 調査研究能力	地域の健康問題を見つけ、解釈のための情報収集ができる能力
	健康問題を解決するための調査、研究計画の立案、データ収集、解釈ができる能力
3) 保健事業運営能力	保健事業の実践、進行管理ができる能力
	地域のニーズに合った事業の見直しができる能力
4-1) 個人・家族に対する支援能力	健康課題をアセスメントする能力
	カウンセリング能力
	支援計画を立案する能力
	支援する能力
	支援を評価する能力
4-2) 集団に対する支援能力	集団に対する健康教育を実施する能力
	住民や民間団体の主体的な健康づくり活動を支援する能力
5) 健康危機管理能力	疾患の集団発生に対応する能力
	健康危機管理発生時に対応する能力
6) 連携・調整 ・社会資源開発能力	関係機関の調整、他職種と協力・連携する能力
	関係機関との連携を通してサービス提供体制を構築する能力
	地域の社会資源（障害者の作業所等）を開発する能力
7) 事業評価能力	保健事業や施策を評価する能力

「地域保健従事者の資質向上に関する報告書（平成 15 年 3 月）」より

○地域保健従事者に求められる「人材育成能力」

能 力	行 動
育成・指導能力	後輩やスタッフの能力を見極め、個人の能力に対応した育成ができる能力

「地域保健従事者の資質向上に関する報告書（平成 15 年 3 月）」より

（２）ガイドラインの活用

ガイドラインを活用した能力評価については、職場内の地域保健関係職員と一体的に行うと共に、山口県保健所栄養士研究協議会等においてガイドラインの活用状況等の情報共有を行う。

また、キャリア形成に必要な研修を確認し、山口県健康づくりセンター及び山口県ひとづくり財団が開催する研修等を計画的に受講する。

5 ガイドライン【栄養士版】作成の基本方針

ガイドライン【栄養士版】策定にあたっては、基本方針として、

- ① 「現任教育ガイドライン（保健師版）」を活用することを基本とし、評価表の「専門能力」に関わる項目を中心に、行政栄養士の業務に対応した内容とし、「栄養士版」とする。
- ② 「ガイドラインの位置づけと山口県行政栄養士の目指す姿」及び「評価表【栄養士版】」の作成にあたっては、山口県行政栄養士全員の意見を取り入れる。
- ③ 保健師等地域保健関係職員の人材育成の一環とし活用できるよう、職場内で他職種が指導者として使用可能なものとする。

